

福祉医療公費負担制度に係る一部負担金の取扱い及びレセプト等記載方法について(疑義回答)

○ 一部負担金の徴収については、市町によって内容が異なりますので、必ず受給者証の「一部負担金限度額」及び「徴収限度日数」を御確認の上、窓口徴収をお願いします。

問1 一部負担金については、8月1日からも無料としている市町があるが、一部負担金がない場合におけるレセプトの記載はどのようなになるのか。

答1 一部負担金額欄は空欄ではなく、0（ゼロ）を記載してください。

【事例】 重度医療のみ（他公費併用なし）の場合 ※精神障害者医療についても同様
 総額 4,500円 医療保険の自己負担額 1,350円（3割）

『負担金額 公費①』に0（ゼロ）を記載します。

合	保険	請求 円	※ 決定 円	負担金額 円
		4,500		
計	公費①	円	※ 円	0 円
	公費②	円	※ 円	円

問2 月の途中で市町（保険者）の変更があった場合には、一部負担金の徴収はどのようなになるのか。

答2 一部負担金の徴収については、変更前後の一部負担金は通算せず、市町ごとにそれぞれ限度日数を適用します。

問3 通院における一部負担の徴収は、月4日までとなっているが、患者負担の有無に関わらず、最初の4日間の受診時のみ徴収ということか。それとも重度医療の一部負担を徴収する日数が4日ということか。

答3 重度医療の一部負担を徴収する日数が最大で4日ということです。一部負担を徴収しない日は、1日と数えません。

【事例】 通院（院内処方）／医療保険の自己負担3割／54 特定医療（患者負担なし）／91 重度医療 で、次の6日受診した場合

受診日	費用額		患者負担	算出根拠	
	54 対象	54 対象外			
1日目	3,410円	6,330円	200円	$6,330円 \times 0.3 = 1,899円 > 200円$	一部負担1日徴収
2日目	1,600円	—	注1 なし		
3日目	3,210円	1,370円	200円	$1,370円 \times 0.3 = 411円 > 200円$	一部負担2日徴収
4日目	—	2,670円	200円	$2,670円 \times 0.3 = 801円 > 200円$	一部負担3日徴収
5日目	3,400円	1,370円	200円	$1,370円 \times 0.3 = 411円 > 200円$	一部負担4日徴収
6日目	2,520円	4,260円	注2 なし		
	14,140円	16,000円	800円		

- 注1 2日目は全額54特定医療対象医療費のため、患者負担が生じない。このため、重度医療一部負担の徴収も生じない。
 注2 5日目の受診において既に重度医療一部負担を4日支払っているため、6日目以降の受診においては一部負担を徴収しない。

問4 月の途中からひとり親家庭等医療の受給者となった場合におけるレセプトの記載方法はどのようになるのか。

答4 記載方法は次のとおり。

【事例】通院（院内処方）／医療保険の自己負担額3割／92ひとり親医療(8/18～)で、次の4日受診した場合

	訪問看護日	費用額	92公費負担	患者負担	
医療保険のみ	1日目(8/3)	3,250円	—	980円	
	2日目(8/11)	6,170円	—	1,850円	
	小計	(9,420円)	—	(2,830円)	
ひとり親医療受給者	3日目(8/18)	4,430円	829円	500円	} 一部負担1日徴収 } 一部負担2日徴収 (最大4日まで徴収)
	4日目(8/25)	2,560円	268円	500円	
	小計	(6,990円)	(1,097円)	(1,000円)	
合計		16,410円	1,097円	3,830円	

摘要欄に「92（18日～）」と記載します。

総額	保険	請求円	※決定円	一部負担金額円	92（18日～）
	療養の公費	16,410円	※	円	
ひとり親医療適用期間分の額	給付①	6,990円	※	1,000円	
	給付②	円	※	円	

↑
ひとり親医療一部負担金（患者負担額）

問5 月の途中で乳幼児医療受給者からひとり親家庭等医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法及びレセプト等の記載方法はどのようになるのか。

答5 一部負担金については、制度ごとにそれぞれ最大4日まで徴収します。レセプト等記載方法は次のとおり。

【事例】通院（院内処方）／医療保険の自己負担額2割で、次の5日受診した場合

	受診日	医療費	90公費負担	92公費負担	窓口負担	
乳幼児医療受給者	1日目(8/2)	5,630円	626円	/	500円	} 一部負担1日徴収 } 一部負担2日徴収 } 一部負担3日徴収 (最大4日分まで徴収)
	2日目(8/9)	3,140円	128円		500円	
	3日目(8/17)	1,200円	—		240円	
	小計	(9,970円)	(754円)		(1,240円)	
ひとり親家庭等医療受給者	4日目(8/23)	4,450円	/	390円	500円	} 一部負担1日徴収 } 一部負担2日徴収 (最大4日分まで徴収)
	5日目(8/30)	3,170円		134円	500円	
	小計	(7,620円)		(524円)	(1,000円)	
合計		17,590円	754円	524円	2,240円	

『公費負担者番号①』及び『受給者番号①』に乳幼児医療の番号を、『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』にひとり親家庭等の番号を記載します。

市町村 番号									老人医療の 受給者番号									診療 実 日 数	保 険	5 日
公費負 担者番 号 ①	9	0	3	4	○	○	○	○	公費負担医 療の受給者 番号①	○	○	○	○	○	○	○	公 費 ①		3 日	
公費負 担者番 号 ②	9	2	3	4	○	○	○	○	公費負担医 療の受給者 番号②	○	○	○	○	○	○	○	公 費 ②		2 日	

摘要欄に「90（2日～） 92（23日～）」と記載します。

総額 乳幼児医療 適用期間分 の額	療 養 の 給 付	保 険	請 求 円	※ 決 定 円	一 部 負 担 金 額 円	90（2日～） 92（23日～）
		公 費 ①	→ 17,590	※	円	
		公 費 ②	→ 9,970	※	円	1,240
		給 付	7,620	※	円	1,000

↑
ひとり親医療一部負担金（患者負担額）
↑
乳幼児医療一部負担金（患者負担額）

問6 月の途中でひとり親家庭等医療受給者からひとり親家庭等医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法及びレセプト等の記載方法はどのようになるのか。

答6 一部負担金については、制度ごとにそれぞれ最大4日まで徴収し、レセプト等記載も制度ごとの記載方法となるが、精神障害者医療（91公費）は、月の初日から遡及して適用可能であるため、歯科医療機関においては、当該月の一部負担金の徴収及びレセプトについて、精神障害者医療（91公費）の適用で請求替えをお願いします。（医科の質疑回答を参照）